石川県社会福祉法人経営者協議会

「いしかわ地域支え合いネットワーク事業」～支え合いネットいしかわ～

実施要綱

１　事業の趣旨

　改正社会福祉法では社会福祉法人の地域における公益的な取組について規定され、我々は非営利の公益法人としてその責任を果たし、存在意義を県民に示していかなければならない。

　石川県経営協では、全会員法人の地域における公益的な取組の実施を目指し、網の目の細かい、かつ重層的な取組により、地域における福祉課題の解決を図ることを目的に本事業を実施する。

２　実施主体　石川県社会福祉法人経営者協議会

３　事業の内容

　　下記の3層の仕組みで事業を実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 層 | 公益的な取組の | **県経営協の実施（支援）内容** |
| 実施主体 | 取組内容 |
| 第１層 | 各社会福祉法人（単独） | 地域のニーズに基づき独自に取組む | **・情報提供****⇒（実施法人）取組の継続・発展****⇒（未実施法人）取組の創出・展開** | **・県民へのPR****・研修会（実践発表会）の実施** |
| 第２層 | 複数の社会福祉法人（連携） | 地域ニーズに基づき複数法人が連携して取組む | **（地区幹事会を通して）****・連携のノウハウの提供****・連携法人同士のマッチング** |
| 第３層 | 県内の社会福祉法人（県域） | 県域に共通するニーズに基づき県内法人が連携して取組む | **・（第1層・第2層より）取組の検討** |

４　貴法人の取組の情報提供方法

　　この事業の趣旨に賛同する法人は、「地域支え合いネットワーク事業 協力・情報提供シート」に必要事項をご記入の上、下記の連絡先へ提出して下さい。

５　お問合せ先

　　石川県社会福祉法人経営者協議会

　　〒920-8557　金沢市本多町3-1-10

　　TEL 076-224-1211　FAX 076-208-5760

**参　考**

地域における公益的な取組について

【社会福祉法条文】

第二十四条

2　社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【地域における公益的な取組の要件】

（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知『社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について』（平成28年6月1日付社援基発0601第1号）より）

下記①～③のすべての要件を満たすことが必要とされている。

　①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供されている福祉サービスであること

　②日常生活又は社会生活上の支援を行うに当たって提供されている福祉サービスであること

　③無料又は低額な料金で提供されていること

【地域における公益的な取組の例】

　ア．生活困窮者支援（例：制度の対象とならない生活課題への支援、就労支援、社会参加活動　等）

　イ．地域に向けた事業展開（例：ｻﾛﾝ活動、子育てひろば、見守り活動、相談対応、緊急時支援　等）

　ウ．福祉教育活動（例：福祉に関する勉強会、家族介護者交流会等の開催、ボランティア活動支援　等）

　エ．地域の社会的な援護を必要とする方への支援（例:権利侵害予防・対応、法人後見　等）

　オ．地域の他機関とのネットワーク活動（例：行政・医療関係機関等との連携・協働、セーフティーネット構築　等）